

彦根市地域防災計画 【本編】

新旧対照表

令和 6 年

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|----------------------------|---------------------------------|---|-----------------------------|
| 本編全体 | | | 本編・資料編およびマニュアル編の更新に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施 | 参照先に変更がなく、ページ番号のみの変更は、項目を集約 |
| 本編全体 | | | 組織改編に伴う部課の追加および削除 | ※部課名のみの変更は項目を集約 |
| 本編全体 | | 広報「ひこね」 | 広報ひこね | 表現を広報ひこねに統一する |
| 本編全体 | | ひこまちアプリ | | 令和6年3月31日でひこまちアプリが運用終了のため削除 |
| 本編全体 | | 彦根市災害用ツイッター | 彦根市災害用 X | 名称変更のため |
| 目次 13～ | 第 6 緊急輸送体制の整備 | 3 市の緊急時確保路線の指定 | 3 市の緊急輸送道路の指定 | |
| | | | 4 市の輸送補助路線の指定 建設管理課、道路河川課、各担当部課 | |
| | | 4 緊急時確保路線の整備 | 5 緊急輸送道路の整備 | |
| 目次 16 | 第 6 節 行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等 | 1 行方不明者の捜索 生活環境班、消防署班、社会福祉班、消防団 | 1 行方不明者の捜索 生活環境班、消防署班、社会福祉班、まちづくり推進班、消防団 | |
| 目次 17 | 第 9 節 原子力災害への対応 | 6 緊急時被ばく医療 | 6 原子力災害医療 | |
| 本編第 1 | 3 気象 | 記録的な降水量としては、明治 29 年 9 月の豪雨があげら | 記録的な降水量としては、明治 29 年 9 月の豪雨があげら | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|--|--|-----------------|----------------------------------|-----------------|----|-------------|--------|-------|------|--------------|---------------------|---------------|-------|-------------|-----------------|---|----|-----|----------------------------------|-----------------|----|-------------|--------|-------|------|--------------|---------------------|---------------|--------------|-------------|-----------------|--|
| 部 1-3-2 | (2) 降水量 | <p>れる。これは停滞前線によるもので、日降水量 596.9 ミリメートル、月降水量 1610.0 ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では、全国的にも最大クラスである。</p> <p>なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。しかし、一般的には、年間の降水量の平年値は 1570.9 ミリメートルと、全国的には平均的な量である。</p> <p>また、彦根の月別降水量（平年値）は7月が最も多く、次いで6月、9月となっている。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴と似ている。</p> | <p>れる。これは停滞前線によるもので、日降水量 596.9 ミリメートル、月降水量 1018.8 ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では、全国的にも最大クラスである。</p> <p>なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。しかし、一般的には、年間の降水量の平年値は 1610.0 ミリメートルと、全国的には平均的な量である。</p> <p>また、彦根の月別降水量（平年値）は7月が最も多く、次いで6月、9月となっている。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴と似ている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-3-6 | 1 人口 | <p>本市は、近世以降、井伊家の城下町として発展したが、明治になり人口は減少し、同 22 年に最低を記録した。その後、昭和 12 年に市制を施行し、近隣 8 町村との合併を重ねながら、湖東の中心都市として発展している。人口は、その間停滞する時期もあったが、同 35 年以降は増加傾向が続いている。</p> | <p>本市は、近世以降、井伊家の城下町として発展したが、明治になり人口は減少し、同 22 年に最低を記録した。その後、昭和 12 年に市制を施行し、近隣 8 町村との合併を重ねながら、湖東の中心都市として発展している。人口は、同 35 年以降は増加傾向が続いてきたが、近年、減少に転じつつある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>人口密度 (人/k m²)</th> <th>1世帯当 り 人口</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>113, 647</td> <td>48,212</td> <td>577.3</td> <td>2.36</td> <td>令和2年国 勢調査</td> </tr> <tr> <td>111, 493</td> <td>50,383</td> <td>566.3</td> <td>2.21</td> <td>令和5年3月 末現在人口</td> </tr> </tbody> </table> | 人口 | 世帯数 | 人口密度 (人/k m ²) | 1世帯当 り 人口 | 根拠 | 113, 647 | 48,212 | 577.3 | 2.36 | 令和2年国 勢調査 | 111, 493 | 50,383 | 566.3 | 2.21 | 令和5年3月 末現在人口 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>人口密度 (人/k m²)</th> <th>1世帯当 り 人口</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>113, 647</td> <td>48,212</td> <td>577.3</td> <td>2.36</td> <td>令和2年国 勢調査</td> </tr> <tr> <td>110, 842</td> <td>50,881</td> <td>563.0</td> <td>2.17</td> <td>令和6年3月 末現在人口</td> </tr> </tbody> </table> | 人口 | 世帯数 | 人口密度 (人/k m ²) | 1世帯当 り 人口 | 根拠 | 113, 647 | 48,212 | 577.3 | 2.36 | 令和2年国 勢調査 | 110, 842 | 50,881 | 563.0 | 2.17 | 令和6年3月 末現在人口 | |
| 人口 | 世帯数 | 人口密度 (人/k m ²) | 1世帯当 り 人口 | 根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 113, 647 | 48,212 | 577.3 | 2.36 | 令和2年国 勢調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 111, 493 | 50,383 | 566.3 | 2.21 | 令和5年3月 末現在人口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人口 | 世帯数 | 人口密度 (人/k m ²) | 1世帯当 り 人口 | 根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 113, 647 | 48,212 | 577.3 | 2.36 | 令和2年国 勢調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 110, 842 | 50,881 | 563.0 | 2.17 | 令和6年3月 末現在人口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 産業 | <p>「平成 28 年経済センサス・活動調査」によると本市の事業所の総数は約 4,800 箇所、総従業員数は約 52,000 人であ</p> | <p>「令和 3 年経済センサス・活動調査」によると本市の事業所の総数は約 4,800 箇所、総従業員数は約 56,000 人であ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|---|--|--|----------|
| | | る。 事業所の概況は、資料編（P1-2-2 参照）に整理する。 | る。 事業所の概況は、資料編（P1-2-2 参照）に整理する。 | |
| 1-3-16 | イ 地震被害想定一覧【最大数】 | | 表（別紙 1 参照） | 出火件数等の追加 |
| 1-3-18 | ウ 地震被害想定一覧【冬早朝（5 時）】 | | 表（別紙 2 参照） | 出火件数等の追加 |
| 1-3-20 | エ 地震被害想定一覧【夏正午（12 時）】 | | 表（別紙 3 参照） | 出火件数等の追加 |
| 1-3-22 | オ 地震被害想定一覧【冬夕方（18 時）】 | | 表（別紙 4 参照） | 出火件数等の追加 |
| 1-3-29 | 3 原子力災害対策の被害想定 本市に関連する 原子力事業所設置概要 | 事業所名 原子炉廃止措置研究開発センター 事業者名 国立研究開発法人日本原子力開発機構 所在地 敦賀市明神町 3 設置番号 — 炉型 新型転換炉（ATR） 電気出力 16.5 万 kW 本格運転開始年月日 S54.3.20 H15.3.29 運転終了 | 事業所名 新型転換炉原型炉ふげん 事業者名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 所在地 敦賀市明神町 3 設置番号 — 炉型 新型転換炉（ATR） 電気出力 16.5 万 kW 本格運転開始年月日 S54.3.20 H15.3.29 運転終了 | |

| 頁 | 項 目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|----------------------|----------------------------|--|--|-------|
| | | 事業所名 高速増殖炉研究開発センター もんじゅ 事業者名 国立研究開発法人 日本原子力開発機構 所在地 敦賀市白木 2 設置番号 - 炉型 高速増殖炉 (FBR) 電気出力 28.0 万 kW 本格運転開始年月日 H30.3.28 廃止措置認可 | 事業所名 高速増殖炉原型炉もんじゅ 事業者名 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 所在地 敦賀市白木 2 設置番号 - 炉型 高速増殖炉 (FBR) 電気出力 28.0 万 kW 本格運転開始年月日 H30.3.28 廃止措置計画認可 | |
| 本編第 2 部 2-1-22 | 第 1 市街地の 整備 (都市再開 発) | 【現状】 本市の市街地は、城下町の名残として老朽木造住宅が密集している。市内の住宅総数に対する木造率 (令和 5 年 1 月現在) は 78 パーセントであり、老朽木造率 (昭和 25 年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率) は 10 パーセントである。 特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で 26 パーセント、城東地区で 24 パーセント (ただし、重要伝統的建造物を除く) と老朽木造率は高い。その他に道路が狭小でかつ住宅が密集し、消防活動が困難で延焼危険が高い街区や集落も多く、こうした地区では建築物の不燃化促進等が望まれる。市域においては、銀座通りを中心に防火地域を指定している。しかし、銀座通り周辺は防災建築街区として防災事業 | 【現状】 本市の市街地は、城下町の名残として老朽木造住宅が密集している。市内の住宅総数に対する木造率 (令和 6 年 1 月現在) は 78 パーセントであり、老朽木造率 (昭和 25 年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率) は 10 パーセントである。 特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で 25 パーセント、城東地区で 23 パーセント (ただし、重要伝統的建造物を除く) と老朽木造率は高い。その他に道路が狭小でかつ住宅が密集し、消防活動が困難で延焼危険が高い街区や集落も多く、こうした地区では建築物の不燃化促進等が望まれる。市域においては、銀座通りを中心に防火地域を指定している。しかし、銀座通り周辺は防災建築街区として防災事業 | |

| 頁 | 項目 | 現 行 計 画 | | | | | 修 正 内 容 | | | | | 変更理由等 |
|--------|------------------------|--|---------------------------|------------------|----------------|-----------------------|---|---------------------------|------------------|----------------|--------------------------------------|----------------|
| | | が推進されたが、事業完成後、相当年数を経過している。 | | | | | が推進されたが、事業完成後、相当年数を経過している。 | | | | | |
| 2-1-26 | 第3 緑とオープンスペースの整備 | 防災公園の種類 | 役割 | 配置基準 | 面積諸元 | 市の指定状況 | 防災公園の種類 | 役割 | 配置基準 | 面積諸元 | 市の指定状況 | 河瀬公園の供用開始に伴う追加 |
| | | 広域避難地 | 市街地火災から避難者の生命・身体を保護する | おおむね 2km 圏域に1箇所 | おおむね 10ヘクタール以上 | 金亀公園 荒神山公園 | 広域避難地 | 市街地火災から避難者の生命・身体を保護する | おおむね 2km 圏域に1箇所 | おおむね 10ヘクタール以上 | 金亀公園 荒神山公園 | |
| | | 一次避難地 | 近隣住民の緊急避難の場、広域避難地に至る避難中継地 | おおむね 500m 圏域に1箇所 | おおむね 1ヘクタール以上 | 庄堺公園 鳥居本公園 福満公園 | 一次避難地 | 近隣住民の緊急避難の場、広域避難地に至る避難中継地 | おおむね 500m 圏域に1箇所 | おおむね 1ヘクタール以上 | 庄堺公園 鳥居本公園 福満公園 河瀬公園 | |
| | | なお、公園、緑地等の都市公園の状況は、資料編(P4-6-9)に示すとおりである。 ※現在整備中の河瀬公園および(仮称)稲枝公園についても、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。 | | | | | なお、公園、緑地等の都市公園の状況は、資料編(P4-6-10)に示すとおりである。 ※現在整備中の稲枝公園について、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。 | | | | | |
| 2-1-27 | 1 都市公園等(緑とオープンスペース)の整備 | [広域避難地としての面積要件に該当する都市公園(10ha以上)] <「広域避難地」指定状況> | | | | | [広域避難地としての面積要件に該当する都市公園(10ha以上)] <「広域避難地」指定状況> | | | | | 河瀬公園の供用開始に伴う追加 |
| | | 公園名 | 都市計画決定面積 | 供用開始面積 | 摘要 | 公園名 | 都市計画決定面積 | 供用開始面積 | 摘要 | | | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | | | | 修正内容 | | | | 変更理由等 |
|-------------------|-------------------|--|--------------|------------|--|--|--------------|------------|--|--------------------|
| | | 金亀公園 | 59.7ha | 37.90ha | 広域避難地 滋賀県が公園 整備事業(21.8ha)を実施中 である | 金亀公園 | 59.7ha | 37.90ha | 広域避難地 滋賀県が公園 整備事業(21.8ha)を実施中 である | |
| | | 千鳥ヶ丘公園 | 19.0ha | 10.08ha | | 千鳥ヶ丘公園 | 19.0ha | 10.08ha | 土砂災害警戒 区域内 | |
| | | 荒神山公園 | 16.6ha | 16.50ha | 広域避難地 | 荒神山公園 | 16.6ha | 16.50ha | 広域避難地 | |
| | | [一次避難地としての面積要件に該当する都市公園(1.0ha以上)] | | | | [一次避難地としての面積要件に該当する都市公園(1.0ha以上)] | | | | |
| | | 公園名 | 都市計画 決定面積 | 供用開始 面積 | 摘要 | 公園名 | 都市計画 決定面積 | 供用開始 面積 | 摘要 | |
| | | 庄堺公園 | 4.20ha | 4.20ha | 一次避難地 | 庄堺公園 | 4.20ha | 4.20ha | 一次避難地 | |
| | | 鳥居本公園 | 2.10ha | 2.10ha | 一次避難地 | 鳥居本公園 | 2.10ha | 2.10ha | 一次避難地 | |
| | | 野田山公園 | 1.40ha | — | | 野田山公園 | 1.40ha | — | | |
| | | 旭森公園 | 1.30ha | 0.10ha | | 旭森公園 | 1.30ha | 0.10ha | | |
| | | 福満公園 | 1.20ha | 1.20ha | 一次避難地 | 福満公園 | 1.20ha | 1.20ha | 一次避難地 | |
| | | 金城公園 | 1.10ha | — | | 金城公園 | 1.10ha | — | | |
| | | 東山公園 | — | 1.24ha | | 東山公園 | — | 1.24ha | 土砂災害警 戒区域内 | |
| | | ※現在整備中の河瀬公園および(仮称)稲枝公園についても、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。 | | | | ※現在整備中の稲枝公園について、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。 | | | | |
| | 3 市街地の再 開発 | [密集市街地の防災機能を確保する都市公園の整備] | | | | [密集市街地の防災機能を確保する都市公園の整備] | | | | 京町公園の供用 開始に伴う |
| | | 公園名 | 都市計画決定面積 | | | 公園名 | 都市計画決定面積 | 供用開始面積 | | |
| | | 京町公園 | 0.23ha | | | 京町公園 | 0.23ha | 0.23ha | | |
| 2-1-37、 2-1-38 | 第2 公共下水 道施設の対策 | 【現状】 本市の公共下水道施設には、近く耐用年数を迎える施設も | | | | 【現状】 本市の公共下水道施設には、近く耐用年数を迎える施設も | | | | 平成28年度か らは長寿命化計 |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|--------------------------------------|---|---|---|
| | | <p>存在していることから、各施設の長寿命化計画を策定し、計画的に施設の延命化に努めている。併せて、日常管理として毎年調査範囲を決め、下水道施設の老朽化状況の把握と不明水の早期発見に努めている。</p> <p>下水道総合地震対策計画を策定し、施設の耐震化とマンホールトイレスシステムの導入に向けた取り組みを進めている。さらに、災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定など、災害時の応急復旧体制の整備に努めている。</p> | <p>存在していることから、彦根市下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の計画的かつ効率的な管理に努めている。併せて、日常管理として毎年調査範囲を決め、下水道施設の老朽化状況の把握と不明水の早期発見に努めている。</p> <p>下水道総合地震対策計画を策定し、施設の耐震化とマンホールトイレスシステムの導入を完了した。さらに、災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定など、災害時の応急復旧体制の整備に努めている。</p> | <p>画にかわり、下水道ストックマネジメント計画を策定するよう制度改正されたこと、市の下水道総合地震対策計画に基づく耐震化等が完了したことを反映した。</p> |
| 2-3-9 | 5 消防団バイク隊との連携 | 【担当課】 通信指令課 、消防団 | 【担当課】 消防警備本部 、消防団 | 担当課の精査による修正 |
| 2-3-13 | 12 浸水想定区域等内の避難行動要支援者が利用する施設への連絡体制の整備 | 市は、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・ 心身障害者 ・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。 | 市は、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・ 障害のある人や子ども ・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。 | 「ひこね障害者まちづくりプラン」における記載に統一するため |
| 2-3-17 | 11 「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定 | <p>(2) 予報または警報の発令および伝達</p> <p>ア 予報、または警報の発令基準の設定について検討する。</p> <p>イ 緊急時に住民の避難を促すためのサイレンの設置、警戒区域に係る住民の電話連絡網の作成等により、危険情報の伝達手段の整備を行う。</p> <p>ウ 福祉保健部、子ども未来部は、警戒区域等内の高齢者・心身障害者・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡を行う。</p> | <p>(2) 予報または警報の発令および伝達</p> <p>ア 予報、または警報の発令基準の設定について検討する。</p> <p>イ 緊急時に住民の避難を促すためのサイレンの設置、警戒区域に係る住民の電話連絡網の作成等により、危険情報の伝達手段の整備を行う。</p> <p>ウ 福祉保健部、子ども未来部は、警戒区域等内の高齢者・障害のある人や子ども・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡を行う。</p> | 「ひこね障害者まちづくりプラン」における記載に統一するため |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|------------------|--|--|--|
| 2-3-20 | 1 指定緊急避難場所の指定・整備 | <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>イ 災害種別ごとの指定緊急避難場所指定方針</p> <p>(ア) 洪水時の指定緊急避難場所の指定方針</p> <p>a 原則として、水防法で指定される浸水想定区域外に立地する施設とするが、浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設</p> <p>b 同時に発生する可能性が高いため、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設</p> <p>c 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること</p> <p>d 大雨や風から身を守ることができること</p> <p>(イ) 土砂災害（がけ崩れ、土石流）時の指定緊急避難場所の指定方針</p> <p>a 土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設</p> <p>b 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること</p> <p>c 土砂災害が発生する気象状況（集中豪雨）から身を守ることができること</p> <p>(ウ) 地震時の指定緊急避難場所の指定方針</p> <p>a 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設または場所</p> | <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>イ 災害種別ごとの指定緊急避難場所指定方針</p> <p>(ア) 洪水時の指定緊急避難場所の指定方針</p> <p>a 原則として、水防法で指定される浸水想定区域外に立地する施設とするが、浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設</p> <p>b 同時に発生する可能性が高いため、原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設とするが、土砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設</p> <p>c 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること</p> <p>d 大雨や風から身を守ることができること</p> <p>(イ) 土砂災害（がけ崩れ、土石流）時の指定緊急避難場所の指定方針</p> <p>a 原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設とするが、土砂災害警戒区域内においては、施設内のうち土砂災害警戒区域外にある居室</p> <p>b 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること</p> <p>c 土砂災害が発生する気象状況（集中豪雨）から身を守ることができること</p> <p>(ウ) 地震時の指定緊急避難場所の指定方針</p> <p>a 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設または場所とするが、土</p> | <p>指定緊急避難場所の一部施設において、土砂災害警戒区域内にかかる施設があるため文言を追加</p> |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|--|---|--|--|
| | | b 建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設 c 建物の倒壊や火災の影響を受けない、駐車場、グラウンド、広場等 d 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること | 砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設または場所 b 建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設 c 建物の倒壊や火災の影響を受けない、駐車場、グラウンド、広場等 d 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること | |
| 2-3-21 | 4 指定避難所の指定・整備 | 【担当課】危機管理課、 教育委員会 | 【担当課】危機管理課、 各担当部課 | 指定避難所に小学校以外の施設が追加されたため担当課の表記を見直した |
| 2-3-27 | 2 在宅の要介護者の対策 | 【担当課】福祉保健部、危機管理課、 通信指令課 | 【担当課】福祉保健部、危機管理課、 警防課 | 担当課の精査による修正 |
| 2-3-29 | 4 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設に対する情報の伝達 | 【担当課】福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、通信指令課、人権政策課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課 市は、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・ 心身障害者 ・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（資料編 P4-6-1 参照）に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。 また、同施設の管理者に避難計画の策定や避難訓練の実施等に努めるよう周知する。 | 【担当課】福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、警防課、人権政策課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課 市は、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・ 障害のある人や子ども ・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（資料編 P4-6-1 参照）に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。 また、同施設の管理者に避難計画の策定や避難訓練の実施等に努めるよう周知する。 | 担当課の精査による修正 「ひこね障害者まちづくりプラン」における記載に統一するため |
| 2-3-43 | 第9 放射性物質運搬事故等災 | なお、放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害が発生する場合に備え、国（ 文部科学省 、国土交通省）、県、市、 | なお、放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害が発生する場合に備え、国（ 原子力規制委員会 、国土交通省）、県、 | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|--------------------------|---|--|-------------|
| | 害対策 3 放射性同位元素取扱事業者の対策 | 警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。 | 市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。 | |
| 2-3-48 | 1 救助救急体制の整備 | 【担当課】警防課、通信指令課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関 | 【担当課】警防課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関 | 担当課の精査による削除 |
| 2-3-56 | 2 緊急輸送ネットワークの整備 | 県指定の 緊急時確保路線 と広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、市における市内輸送拠点および 市緊急時確保路線 を定め、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークの整備を図る。 (1) 市配送拠点 ア 農村環境改善センター イ (株)中通 (2) 市備蓄倉庫 ア 稲里防災備蓄倉庫 イ 西沼波防災備蓄倉庫 ウ (株)中通 第3倉庫1号棟 | 県指定の 緊急輸送道路 、広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、市における市内輸送拠点および 市緊急輸送道路および輸送補助路線 を定め、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークの整備を図る。 (1) 市配送拠点 ア 彦根市スポーツ・文化交流センター イ 農村環境改善センター ウ (株)中通 エ 福山通運(株)彦根営業所 オ 彦根総合スポーツ公園 (2) 市備蓄倉庫 ア 彦根市スポーツ・文化交流センター イ 稲里防災備蓄倉庫 ウ 西沼波防災備蓄倉庫 エ (株)中通 第3倉庫1号棟 オ 彦根総合スポーツ公園 | |
| | 3 市の緊急輸送道路の指定 | 3 市の 緊急時確保路線 の指定 県指定の第一次および第二次 緊急時確保路線 と広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、それらから市内配送拠点、備蓄倉庫 および避難所 等を効率的に結ぶことができる、市の 緊急時確保路線 を指定する。 | 3 市の 緊急輸送道路 の指定 県指定の第一次および第二次 緊急輸送道路 と広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、それらから市内配送拠点、備蓄倉庫等を効率的に結ぶことができる、市の 緊急輸送道路 を指定する。 (第三次緊急輸送道路) | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------------|----------------------------------|--|--|-------|
| | 4 市の輸送補助路線の指定 | | <p>4 市の輸送補助路線の指定</p> <p>【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課</p> <p>県指定の第一次および第二次緊急輸送道路と市指定の第三次緊急輸送道路のほか、それらの路線と避難所等を効率的に結ぶことができる、市の輸送補助路線を指定する。</p> <p>なお、物資等の輸送を確実に実施するために市の輸送補助路線を指定するが、災害時において、物資等の輸送が確実に実施できる別の路線が近隣に存在する場合には、この限りではない。</p> | |
| | 5 緊急輸送道路の整備 | <p>4 緊急時確保路線の整備</p> <p>緊急時確保路線にあたる市道および橋りょうについては、災害発生時においても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検を行うとともに耐震性をも十分配慮した補強、整備を進める。</p> <p>参照</p> <ul style="list-style-type: none"> * 緊急時確保路線【資料編 P4-5-1 参照】 * 緊急輸送ネットワーク図【資料編 P4-5-3 参照】 * 市内配送拠点【資料編 P4-6-14 参照】 | <p>5 緊急輸送道路の整備</p> <p>緊急輸送道路または輸送補助路線にあたる市道および橋りょうについては、災害発生時においても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検を行うとともに耐震性をも十分配慮した補強、整備を進める。</p> <p>参照</p> <ul style="list-style-type: none"> * 緊急輸送道路【資料編 P4-5-1 参照】 * 緊急輸送ネットワーク図【資料編 P4-5-3 参照】 * 市内配送拠点【資料編 P4-6-14 参照】 | |
| 第3部 3-1-3 | (2) 動員配備体制表 ア 風水雪害等、地震災害、事故災害 | | 表（別紙5参照） | |
| 3-1-4 | イ 原子力災害 | | 表（別紙6参照） | |
| 3-1-5 | 2 災害警戒本部体制 (1) 市災害警戒 | | 表（別紙7参照） | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|-------------|---------------------------------------|---|---|-------|
| | 本部体制図 ア 風水雪害等、地震災害、事故災害 | | | |
| 3-1-6 | イ 原子力災害 | | 表（別紙8参照） | |
| 3-1-8 | 3 災害対策本部体制 (1) 市災害対策本部体制図 | | 表（別紙9参照） | |
| 3-1-12 ～ | (17) 組織編成 ア 市災害対策本部の組織編成（部別班編成） | 総務部 議会班 議会事務局次長 議会事務局 | 総務部 臨時特別給付金班 臨時特別給付金室長 臨時特別給付金室 議会班 議会課長 議会課 | |
| 3-1-14 ～ | (18) 事務分掌 ア 市災害対策本部の事務分掌 市長直轄組織 | 秘書班 (1)～(4)略 | 秘書班 (1)～(4)略 (5) 危機管理班実施事項の応援 | |
| | 企画振興部 | まちづくり推進班 (1) 自治会等からの被害状況等報告に関すること。 (2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 | まちづくり推進班 (1) 自治会等からの被害状況等報告に関すること。 (2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 (3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に関すること。 | |
| | | 人権政策班 (1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に | 人権政策班 (1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3) 外国人の災害対策に関すること。 | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|---------------|--|---|-------|
| | | 関すること。 (4) 外国人の災害対策に関すること。 | | |
| | スポーツ部 | 国スポ・障スポ総務班 (1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等との連絡調整に関すること。 | 国スポ・障スポ総務班 (1) スポーツ振興班実施事項の応援。 | |
| | | 国スポ・障スポ競技班 (1) 国スポ・障スポ総務班実施事項の応援 | 国スポ・障スポ競技班 (1) スポーツ振興班実施事項の応援。 | |
| | 総務部 | | 臨時特別給付金班 (1) 他班実施事項の応援(部外を含む。) | |
| | 福祉保健部 | 社会福祉班 (1)～(5)略 (6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難勧告等の周知および伝達に関すること。 (7)～(16)略 | 社会福祉班 (1)～(5)略 (6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (7)～(16)略 | |
| | 都市政策部 | 建築指導班 (1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。 | 建築指導班 (1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。 (3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。 | |
| | 教育部 | 学校教育班 (1) 学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関すること。 (2) 教育施設への避難勧告等の周知および伝達に関すること。 (3)～(7)略 | 学校教育班 (1) 学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関すること。 (2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (3)～(7)略 | |
| 3-1-22 | エ 原子力災害時の分掌事務 | | 臨時特別給付金班 (1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 | |

| 頁 | 項目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|-------|----------------------------|--|---|-------------------------------|
| | (災害対策本部の分掌事務と併せて実施) 総務部 | | | |
| 3-2-2 | 2 被害の調査、報告 | (1) 被害概況調査の実施 災害が発生したときは、関係各班※がそれぞれの所管に係る施設等の被害概況調査を行い、被害の有無、被害概要などについて把握する。また、その他の施設については施設を管理する担当班が被害状況について調査し、報告する。 | (1) 被害概況調査の実施 災害が発生したときは、関係各班※がそれぞれの所管に係る施設等の被害概況調査を行い、被害の有無、被害概要、 関係者の安否情報 などについて把握する。また、その他の施設については施設を管理する担当班が被害状況について調査し、報告する。 | |
| 3-2-6 | 5 広報 | (4) 要配慮者への配慮【障害福祉班、人権政策班】 ア 障害者 聴覚障害者 に対しては、県に要請のうえテレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、FAX や広報紙等による広報を行う。 視覚障害者 に対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。 | (4) 要配慮者への配慮【障害福祉班、人権政策班】 ア 障害のある人や子ども 聴覚障害のある人や子ども に対しては、県に要請のうえテレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、FAX や広報紙等による広報を行う。 視覚障害のある人や子ども に対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。 | 「ひこね障害者まちづくりプラン」における記載に統一するため |
| 3-2-9 | 3 緊急輸送体系の整備 | (1) 緊急輸送道路の確保 災害時において、県が指定する緊急輸送道路の確保状況を確認する。 また、市が指定する緊急輸送道路の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。 緊急輸送道路の 指定 状況や交通規制状況については、県本部に報告するとともに、市民に広報する。 | (1) 緊急輸送道路の確保 災害時において、県が指定する緊急輸送道路の確保状況を確認する。 また、市が指定する緊急輸送道路 および輸送補助路線 の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。 緊急輸送道路 および輸送補助路線 の 確保 状況や交通規制状況については、県本部に報告するとともに、市民に広報する。 | 輸送補助路線を見直したため |

| 頁 | 項 目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|--------|-----------|---|--|-------|
| | | <p>(2) 輸送拠点の開設</p> <p>ア 広域輸送拠点</p> <p>県が指定する次の拠点の開設状況を確認する。</p> <p>(ア) 広域陸上輸送拠点：彦根総合スポーツ公園（松原町）</p> <p>(イ) 広域湖岸輸送拠点：彦根港（松原町湖岸地先）</p> <p>(ウ) その他市域外の県指定広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点</p> <p>イ 市内配送拠点</p> <p>災害の状況に応じて、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、（株）中通、福山通運（株）彦根営業所等）を設置する。</p> | <p>(2) 輸送拠点の開設</p> <p>ア 広域輸送拠点</p> <p>県が指定する次の拠点の開設状況を確認する。</p> <p>(ア) 広域陸上輸送拠点：彦根総合スポーツ公園（松原町）</p> <p>(イ) 広域湖岸輸送拠点：彦根港（松原町湖岸地先）</p> <p>(ウ) その他市域外の県指定広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点</p> <p>イ 市内配送拠点</p> <p>災害の状況に応じて、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、（株）中通、福山通運（株）彦根営業所、彦根総合スポーツ公園等）を設置する。</p> | |
| 3-2-11 | 5 緊急輸送の実施 | <p>(3) 輸送方法</p> <p>災害時における輸送は、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、（株）中通、福山通運（株）彦根営業所等）において、県本部等から配送された救援物資および市の備蓄物資等を災害ボランティアの協力等を得て仕分けし、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付する。</p> <p>なお、市内配送拠点や避難所への物資の輸送、人員等の輸送は車両を基本とするが、交通途絶による孤立地域への輸送は、航空機（主としてヘリコプター）および人力を併用する。</p> | <p>(3) 輸送方法</p> <p>災害時における輸送は、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、（株）中通、福山通運（株）彦根営業所、彦根総合スポーツ公園等）において、県本部等から配送された救援物資および市の備蓄物資等を災害ボランティアの協力等を得て仕分けし、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付する。</p> <p>なお、市内配送拠点や避難所への物資の輸送、人員等の輸送は車両を基本とするが、交通途絶による孤立地域への輸送は、航空機（主としてヘリコプター）および人力を併用する。</p> | |
| | 参照 | * 緊急通行車両等事前届出車一覧【マニュアル編 P3-2- | * 緊急通行車両等事前届出車一覧【マニュアル編 P3-2- | |

| 頁 | 項 目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|-------|-------------------|---|---|-------|
| | | <p>15 参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 緊急輸送体制の整備【マニュアル編 P3-2-11 参照】 * 彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】 * 非常用品備蓄【資料編 P4-3-3 参照】 * 県の備蓄倉庫および備蓄物資【資料編 P4-3-5 参照】 * 緊急時確保路線【資料編 P4-5-1 参照】 * 緊急輸送ネットワーク図【資料編 P4-5-3 参照】 * 車両等の調達先【資料編 P4-5-5 参照】 * 市内配送拠点【資料編 P4-6-14 参照】 * 緊急車両指定【資料編 P7-1-112 参照】 | <p>15 参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 緊急輸送体制の整備【マニュアル編 P3-2-11 参照】 * 彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】 * 非常用品備蓄【資料編 P4-3-3 参照】 * 県の備蓄倉庫および備蓄物資【資料編 P4-3-5 参照】 * 緊急輸送道路【資料編 P4-5-1 参照】 * 緊急輸送ネットワーク図【資料編 P4-5-3 参照】 * 車両等の調達先【資料編 P4-5-5 参照】 * 市内配送拠点【資料編 P4-6-14 参照】 * 緊急車両指定【資料編 P7-1-114 参照】 | |
| 3-3-3 | 3 指定緊急避難場所等の開設・運営 | <p>(2) 避難場所の開設</p> <p>震度5強以上の地震が発生したとき、高齢者等避難、避難指示等を行ったとき、その他本部長が必要と認めるときは、直ちに指定緊急避難場所から必要な施設を選定し、避難場所を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができる。また、各地区で特に緊急を要する場合には、施設管理者の判断で開設することができる。</p> <p>市本部は、避難場所の開設を決定したときは、直ちに当該施設管理者に連絡するとともに、速やかに避難場所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難場所に派遣し、当該施設の職員等と連携して避難者の受入れを行う。</p> <p>なお、避難場所の運営に当たっては、男女双方の視点に対する配慮、性的指向・性自認に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。</p> | <p>(2) 避難場所の開設</p> <p>震度5強以上の地震が発生したとき、高齢者等避難、避難指示等を行ったとき、その他本部長が必要と認めるときは、直ちに指定緊急避難場所から必要な施設を選定し、避難場所を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができる。また、各地区で特に緊急を要する場合には、施設管理者の判断で開設することができる。</p> <p>市本部は、避難場所の開設を決定したときは、直ちに当該施設管理者に連絡するとともに、速やかに避難場所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難場所に派遣し、当該施設の職員等と連携して避難者の受入れを行う。</p> <p>また、大規模な災害時において多数の帰宅困難者が発生した時は、県と連携し、一時滞在施設として帰宅困難者についても必要に応じて受け入れを行う。</p> <p>なお、避難場所の運営に当たっては、男女双方の視点に対</p> | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|--------------------------|--|--|-------|
| | | | する配慮、性的指向・性自認に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。 | |
| 3-3-13 | 6 消防業務に関する応援要請 | <p>参照</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消火活動【マニュアル編 P3-3-16 参照】 * 消防組織【マニュアル編 P3-3-18 参照】 * 出場体制【マニュアル編 P3-3-19 参照】 * 消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参照】 * 消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】 * 特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】 * 隣接市町応援出動消防隊【資料編 P5-1-4 参照】 * 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4 参照】 | <p>参照</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消火活動【マニュアル編 P3-3-16 参照】 * 消防組織【マニュアル編 P3-3-18 参照】 * 出場体制【マニュアル編 P3-3-19 参照】 * 消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参照】 * 消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】 * 特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】 * 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4 参照】 | 削除 |
| 3-3-20 | 第6節 行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等 | <p>【基本方針】</p> <p>災害が発生し、行方不明者が発生したときは、迅速な捜索活動を実施する。</p> <p>また、遺体を確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施する。</p> | <p>【基本方針】</p> <p>災害が発生し、行方不明者（安否不明者を含む。）が発生したときは、迅速な捜索活動を実施する。</p> <p>また、遺体を確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施する。</p> | |
| | | <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>【担当班】生活環境班、消防署班、社会福祉班、消防団</p> <p>(1) 実施担当</p> <p>警察官、その他関係機関、市民等の協力を得て、行方不明者の捜索を早急に実施する。</p> <p>ただし、消防職団員については、救助、救出活動を伴う捜索を主とする。</p> | <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>【担当班】生活環境班、消防署班、社会福祉班、消防団、まちづくり推進班</p> <p>(1) 実施担当</p> <p>警察官、その他関係機関、自治会、自主防災組織、市民等の協力を得て、積極的に情報収集を行い、行方不明者の捜索を早急に実施する。</p> <p>ただし、消防職団員については、救助、救出活動を伴う</p> | |

| 頁 | 項 目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|--------|---------|--|---|-------|
| | | <p>(2) 実施方法 搜索は、次の点に留意し実施する。 ア 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。 イ 必要に応じて、船艇その他資機材を借り上げる。 ウ 行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。 エ 行方不明者の搜索は、上記によるほか第3章第2節「救助救急対策」に基づき、実施する。</p> <p>(3) 報告、記録 県本部に次の記録を報告するとともに、整備保管する。 ア 記録の整備保管 (ア) 搜索状況記録等 (イ) 搜索用機械器具燃料受払簿 (ウ) 搜索用機械器具修繕簿 イ 報告内容 (ア) 実施年月日 (イ) 実施地域 (ウ) 実施方法および状況 (エ) 搜索対象行方不明者数その他</p> | <p>搜索を主とする。</p> <p>(2) 実施方法 搜索は、次の点に留意し実施する。 ア 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。 イ 必要に応じて、船艇その他資機材を借り上げる。 ウ 行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。 エ 行方不明者の搜索は、上記によるほか第3章第2節「救助救急対策」に基づき、実施する。</p> <p>(3) 報告、記録 県本部に次の記録を報告するとともに、整備保管する。 ア 記録の整備保管 (ア) 搜索状況記録等 (イ) 搜索用機械器具燃料受払簿 (ウ) 搜索用機械器具修繕簿 イ 報告内容 (ア) 実施年月日 (イ) 実施地域 (ウ) 実施方法および状況 (エ) 搜索対象行方不明者数その他</p> <p>(4) 行方不明者・安否不明者・死者等の氏名等公表 市は災害時における行方不明者・安否不明者・死者等の氏名公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避につながる可能性があることから、県の方針に基づき対応する。</p> | |
| 3-3-30 | 2 事故災害対 | (1) 災害広報（第2章第1節に準じる） | (1) 災害広報（第2章第1節に準じる） | |

| 頁 | 項目 | 現行計画 | 修正内容 | 変更理由等 |
|--------|----------------------|---|--|-----------------------|
| ～ | 策 | (2) 住民の避難（第3章第1節に準じる） (3) 救助救急活動（第3章第2節に準じる） (4) 消火活動（第3章第3節に準じる） (5) 医療救護活動（第3章第5節に準じる） (6) 行方不明者の捜索・遺体の処理（第3章第6節に準じる） (7) その他危険物等の応急措置（第3章第7節に準じる） | (2) 住民の避難（第3章第1節に準じる） (3) 救助救急活動（第3章第2節に準じる） (4) 消火活動（第3章第3節に準じる） (5) 医療救護活動（第3章第5節に準じる） (6) 行方不明者（安否不明者含む）の捜索・遺体の処理（第3章第6節に準じる） (7) その他危険物等の応急措置（第3章第7節に準じる） | |
| 3-3-34 | 6 原子力災害医療 | 6 緊急時被ばく医療 県が緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療を実施するときは、必要に応じて、協力する。 なお、被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に要請するとともに、県を通じて消防庁に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。 | 6 原子力災害医療 県が緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療を実施するときは、必要に応じて、協力する。 なお、被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に要請するとともに、県を通じて消防庁に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。 | |
| 3-4-4 | 4 彦根市防災会議ライフライン部会の開催 | (1) 部会の構成 部会の構成メンバーは、次のとおりである。 ア 西日本電信電話（株）設備部長 イ 関西電力送配電（株）滋賀支社長代理 ウ 大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長 エ 市上下水道部長 オ 消防長 カ 市総務部長 キ 市危機管理監 ク 市産業部長 | (1) 部会の構成 部会の構成メンバーは、次のとおりである。 ア 西日本電信電話（株）設備部長 イ 関西電力送配電（株）彦根配電営業所長 ウ 大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長 エ 市上下水道部長 オ 消防長 カ 市総務部長 キ 市危機管理監 ク 市産業部長 | |
| 3-4-12 | 2 食糧の調達供給 | (4) 食糧供給活動の実施 オ 炊き出し 避難が行われたときは炊き出しを実施し、彦根市地域婦人 | (4) 食糧供給活動の実施 オ 炊き出し 避難が行われたときは炊き出しを実施し、学校給食調理業 | 学校の給食室の使用に際し、学校給食調理業務 |

| 頁 | 項 目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|--------|-----------|---|--|--|
| | | <p>団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会および災害ボランティア等に支援協力を依頼し、主として学校給食室で行う。また、災害の状況等に応じて、彦根市学校給食センターおよび調理場を有する保育所、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。</p> <p>なお、炊き出しを行う際には、衛生面について十分に留意する。</p> | <p>務委託事業者、彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会および災害ボランティア等に支援協力を依頼し、主として学校給食室で行う。また、災害の状況等に応じて、彦根市学校給食センターおよび調理場を有する保育所、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。</p> <p>なお、炊き出しを行う際には、衛生面について十分に留意する。</p> | <p>委託事業者の協力は必須のため追加</p> |
| 3-5-6～ | 2 住宅の応急修理 | <p>住宅の応急修理は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。</p> <p>(1) 対象</p> <p>応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。</p> <p>ア 住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯</p> <p>イ 自らの資力では応急修理ができない世帯</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>住宅の応急修理は、建設業者等の協力を得て、実施する。ただし、修理は、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活上欠くことができない部分の応急的措置に限る。</p> <p>なお、応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。</p> <p>ア 住宅応急修理記録簿</p> <p>イ 住宅応急修理のための契約書</p> <p>ウ 支払証拠書類</p> <p>(3) 実施期間</p> | <p>住宅の応急修理は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。</p> <p>(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>ア 対象</p> <p>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯。</p> <p>イ 実施方法</p> <p>住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対し、ブルーシート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。</p> <p>ウ 実施期間</p> <p>災害発生の日から 10 日以内とする。</p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 対象</p> <p>応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。</p> <p>(ア) 住家が半焼または半壊若しくはこれらに準ずる</p> | <p>内閣府公示で、従来の「被災した住宅の応急修理」を「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に名称変更されているため。新たに「被災した住宅の応急修理」として「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が記載されていることを反映した。</p> |

| 頁 | 項 目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|--------|-----------------|--|---|--|
| | | <p>災害発生の日から3ヶ月以内とする。</p> | <p>程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯</p> <p>(イ) 自らの資力では応急修理ができない世帯</p> <p>イ 実施方法</p> <p>住宅の応急修理は、建設業者等の協力を得て、実施する。ただし、修理は、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活上欠くことができない部分の応急的措置に限る。なお、応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。</p> <p>(ア) 住宅応急修理記録簿</p> <p>(イ) 住宅応急修理のための契約書</p> <p>(ウ) 支払証拠書類</p> <p>ウ 実施期間</p> <p>災害発生の日から3ヶ月以内とする。</p> | |
| 3-5-10 | 4 学校給食の 応急措置 | <p>学校給食センターより、給食施設、設備、物資等に被害の報告を受けた場合は、下記の事項に留意して、市本部、県本部（教育部）、彦根保健所等と協議し、給食実施の可否を決定する。</p> <p>(1) 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するよう努める。</p> <p>(2) 施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。</p> <p>(3) 学校が避難所として使用されるなどして、給食施設が被災者の炊き出し施設として利用される場合、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意し、実施する。</p> <p>(4) 被災地での学校給食については、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。</p> | <p>学校給食センターより、給食施設、設備、物資等に被害の報告を受けた場合は、下記の事項に留意して、市本部、県本部（教育部）、彦根保健所等と協議し、給食実施の可否を決定する。</p> <p>(1) 災害により被害があった場合、その被害規模により学校給食の実施が可能かどうか速やかに判断し、可能であれば学校給食を実施する。</p> <p>(2) 施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。</p> <p>(3) 学校が避難所として使用されるなどして、給食施設が被災者の炊き出し施設として利用される場合、炊き出し業務を優先するとともに、調理場の衛生管理等を厳格に区別することが可能であるならば、学校給食を実施する。</p> | <p>学校の給食室の使用に際し、学校給食調理業務委託事業者の協力は必須のため追加</p> |

| 頁 | 項 目 | 現 行 計 画 | 修 正 内 容 | 変更理由等 |
|---|-----|---------|--|-------|
| | | | (4) 被災地での学校給食については、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。 | |

彦根市地域防災計画

【本編】

別紙

令和6年

別紙 1

イ 地震被害想定一覧【最大数】

地震による被害は発生する時間帯や時期によって変化するため、滋賀県地震被害想定調査（H24・25 年度）と同様に想定される被害が異なる 3 種類の特徴的な状況（冬早朝、夏正午、冬夕方）を設定し予測を行った。

| | | | 鈴鹿西縁 断層帯地震 | 琵琶湖西岸 断層帯地震 | 柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震 | 直下型地震 | 南海トラフ 地震 |
|--------------------------|------------------------------------|----------|---------------|----------------|------------------|---------------|---------------|
| 建物被害 棟数 (棟) | 揺れ | 全壊 | 6,197 | 63 | 682 | 3,692 | 108 |
| | | 半壊 | 9,078 | 899 | 4,303 | 6,907 | 1,914 |
| | 液状化 | 全壊 | 63 | 12 | 30 | 49 | 66 |
| | | 半壊 | 2,346 | 439 | 1,123 | 1,830 | 2,475 |
| | 斜面崩壊 | 全壊 | 61 | 2 | 8 | 29 | 7 |
| | | 半壊 | 142 | 4 | 18 | 67 | 16 |
| | 合計 | 全壊 | 6,321 | 77 | 720 | 3,770 | 181 |
| 半壊 | | 11,565 | 1,342 | 5,444 | 8,804 | 4,405 | |
| 焼失棟数 [冬夕方強風時] | | | 1,391 | 5 | 10 | 1,015 | 10 |
| 出火件数 等(件) [冬夕方] | 出火件数 | | 29 | 2 | 6 | 19 | 5 |
| | 初期消火件数 | | 9 | 1 | 4 | 7 | 3 |
| | 炎上件数(出火件数 －初期消火件数) | | 20 | 1 | 2 | 12 | 2 |
| | 消防力による 消火件数 | 平均 風速 | 7 | 4 | 5 | 6 | 6 |
| | | 強風 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | 残炎上件数 (炎上件数 －消防力による 消火件数) | 平均 風速 | 13 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| 強風 | | 15 | 0 | 0 | 8 | 0 | |
| ライフ ライン [発災 直後] | 停電世帯数 (世帯) | | 44,266 96% | 24,728 54% | 38,297 83% | 42,065 92% | 39,013 85% |
| | 断水世帯数 (世帯) | | 41,953 91% | 8,963 20% | 27,448 60% | 36,155 79% | 29,490 64% |
| | 下水道被害延長(km) | | 24.4 4.7% | 5.3 1.0% | 10.5 2.0% | 20.0 3.8% | 10.9 2.1% |
| | 固定電話使用不能世 帯数(世帯) | | 5,520 12% | — | 9 0.02% | 3,453 8% | — |
| 交通 | 道路施設被害 (箇所) | | 60 | 40 | 53 | 58 | 52 |
| | 鉄道施設被害 (箇所) | | 73 | 30 | 51 | 62 | 48 |
| 人的被害 [冬早朝] | 死者(人) | | 403 | 4 | 43 | 236 | 7 |
| | 負傷者(人) | | 2,723 | 176 | 871 | 1,857 | 361 |
| | 重傷者(人) (負傷者の内数) | | 629 | 7 | 67 | 363 | 11 |
| 避難者数 [冬夕方] | 避難所 避難者* (人) | 1日後 | 11,753 | 290 | 1,776 | 7,049 | 984 |
| | | 1週間後 | 18,768 | 1,520 | 6,630 | 13,202 | 6,067 |
| | | 1ヶ月後 | 11,481 | 333 | 2,394 | 7,016 | 2,032 |
| | 全避難者* (人) | 1日後 | 19,589 | 483 | 2,960 | 11,749 | 1,641 |

| | | | | | | | |
|-----------------|--|-----------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | | 1 週 間後 | 37,536 | 3,039 | 13,260 | 26,404 | 12,134 |
| | | 1 ヶ 月後 | 38,270 | 1,111 | 7,979 | 23,387 | 6,772 |
| 帰宅困難者数 [正午] (人) | | | 11,812 | | | | |

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

別紙 2

ウ 地震被害想定一覧【冬早朝（5時）】

冬早朝の特徴：多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。また、オフィスや繁華街の滞留者屋鉄道・道路利用者が少ない。

| | | 鈴鹿西縁 断層帯地震 | 琵琶湖西岸 断層帯地震 | 柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震 | 直下型地震 | 南海トラフ 地震 | |
|--------------------------|--|---------------|----------------|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 建物被害 棟数 (棟) | 揺れ | 全壊 | 6,197 | 63 | 682 | 3,692 | 108 |
| | | 半壊 | 9,078 | 899 | 4,303 | 6,907 | 1,914 |
| | 液状化 | 全壊 | 63 | 12 | 30 | 49 | 66 |
| | | 半壊 | 2,346 | 439 | 1,123 | 1,830 | 2,475 |
| | 斜面崩壊 | 全壊 | 61 | 2 | 8 | 29 | 7 |
| | | 半壊 | 142 | 4 | 18 | 67 | 16 |
| | 合計 | 全壊 | 6,321 | 77 | 720 | 3,770 | 181 |
| 半壊 | | 11,565 | 1,342 | 5,444 | 8,804 | 4,405 | |
| 焼失棟数 [強風時] | | 312 | 0 | 5 | 20 | 0 | |
| 出火件 数等 (件) | 出火件数 | | 10 | 0 | 2 | 6 | 1 |
| | 初期消火件数 | | 3 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| | 炎上件数 (出火件数 －初期消火件数) | | 7 | 0 | 1 | 4 | 0 |
| | 消防力によ る消火件数 | 平均 風速 | 7 | 4 | 5 | 6 | 6 |
| | | 強風 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | 残炎上件数 (炎上件数 －消防力に よる消火件 数) | 平均 風速 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 強風 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ライフ ライン [発災 直後] | 停電世帯数 (世帯) | | 44,266 96% | 24,728 54% | 38,297 83% | 42,065 92% | 39,013 85% |
| | 断水世帯数 (世帯) | | 41,953 91% | 8,963 20% | 27,448 60% | 36,155 79% | 29,490 64% |
| | 下水道被害延長(km) | | 24.4 4.7% | 5.3 1.0% | 10.5 2.0% | 20.0 3.8% | 10.9 2.1% |
| | 固定電話使用不能世 帯数 (世帯) | | 5,520 12% | — | 9 0.02% | 3,453 8% | — |
| 交通 | 道路施設被害 (箇所) | | 60 | 40 | 53 | 58 | 52 |
| | 鉄道施設被害 (箇所) | | 73 | 30 | 51 | 62 | 48 |
| 人的被害 | 死者 (人) | | 403 | 4 | 43 | 236 | 7 |
| | 負傷者 (人) | | 2,723 | 176 | 871 | 1,857 | 361 |
| | 重傷者 (人) (負傷者の内数) | | 629 | 7 | 67 | 363 | 11 |
| 避難者数 | 避難所 避難者* (人) | 1日後 | 10,384 | 283 | 1,769 | 5,913 | 971 |
| | | 1週 間後 | 17,859 | 1,514 | 6,625 | 12,433 | 6,057 |
| | | 1ヶ 月後 | 10,949 | 330 | 2,391 | 6,557 | 2,025 |
| | 全避難者* (人) | 1日後 | 17,306 | 472 | 2,949 | 9,855 | 1,618 |

| | | | | | | | |
|-----------|--|---------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | | 1週間後 | 35,718 | 3,029 | 13,250 | 24,867 | 12,114 |
| | | 1ヶ月後 | 36,496 | 1,100 | 7,969 | 21,856 | 6,751 |
| 帰宅困難者数（人） | | ほとんどいない | | | | | |

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

別紙 3

エ 地震被害想定一覧【夏正午（12時）】

夏正午の特徴：オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬早朝と比較して少ない。

| | | | 鈴鹿西縁 断層帯地震 | 琵琶湖西岸 断層帯地震 | 柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震 | 直下型地震 | 南海トラフ地震 |
|--------------------------|------------------------------------|----------|---------------|----------------|------------------|---------------|---------------|
| 建物被害棟数 (棟) | 揺れ | 全壊 | 6,197 | 63 | 682 | 3,692 | 108 |
| | | 半壊 | 9,078 | 899 | 4,303 | 6,907 | 1,914 |
| | 液状化 | 全壊 | 63 | 12 | 30 | 49 | 66 |
| | | 半壊 | 2,346 | 439 | 1,123 | 1,830 | 2,475 |
| | 斜面崩壊 | 全壊 | 61 | 2 | 8 | 29 | 7 |
| | | 半壊 | 142 | 4 | 18 | 67 | 16 |
| | 合計 | 全壊 | 6,321 | 77 | 720 | 3,770 | 181 |
| | | 半壊 | 11,565 | 1,342 | 5,444 | 8,804 | 4,405 |
| 焼失棟数 [強風時] | | 408 | 0 | 5 | 139 | 0 | |
| 出火件数等 (件) | 出火件数 | | 12 | 0 | 2 | 8 | 1 |
| | 初期消火件数 | | 3 | 0 | 1 | 3 | 1 |
| | 炎上件数 (出火件数 －初期消火件数) | | 9 | 0 | 1 | 5 | 0 |
| | 消防力による 消火件数 | 平均 風速 | 7 | 4 | 5 | 6 | 6 |
| | | 強風 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | 残炎上件数 (炎上件数 －消防力による 消火件数) | 平均 風速 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 強風 | | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| ライフ ライン [発災 直後] | 停電世帯数 (世帯) | | 44,266 96% | 24,728 54% | 38,297 83% | 42,065 92% | 39,013 85% |
| | 断水世帯数 (世帯) | | 41,953 91% | 8,963 20% | 27,448 60% | 36,155 79% | 29,490 64% |
| | 下水道被害延長 (km) | | 24.4 4.7% | 5.3 1.0% | 10.5 2.0% | 20.0 3.8% | 10.9 2.1% |
| | 固定電話使用不能 世帯数 (世帯) | | 5,520 12% | — | 9 0.02% | 3,453 8% | — |
| 交通 | 道路施設被害 (箇所) | | 60 | 40 | 53 | 58 | 52 |
| | 鉄道施設被害 (箇所) | | 73 | 30 | 51 | 62 | 48 |
| 人的被害 | 死者 (人) | | 232 | 3 | 25 | 149 | 4 |
| | 負傷者 (人) | | 2,768 | 163 | 689 | 1,746 | 311 |
| | 重傷者 (人) (負傷者の内数) | | 520 | 7 | 60 | 303 | 17 |
| 避難者数 | 避難所 避難者※ (人) | 1日後 | 10,523 | 283 | 1,768 | 6,035 | 971 |
| | | 1週間後 | 17,952 | 1,514 | 6,624 | 12,515 | 6,057 |
| | | 1ヶ月後 | 11,003 | 330 | 2,390 | 6,605 | 2,025 |

| | | | | | | | |
|------------|--------------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 全避難者※ (人) | 1日後 | 17,539 | 472 | 2,947 | 10,058 | 1,618 |
| | | 1週間後 | 35,903 | 3,029 | 13,248 | 25,031 | 12,114 |
| | | 1ヶ月後 | 36,678 | 1,100 | 7,967 | 22,018 | 6,751 |
| 帰宅困難者数 (人) | | 11,812 | | | | | |

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

別紙 4

オ 地震被害想定一覧【冬夕方（18時）】

冬夕方の特徴：住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、火災による被害が最も多くなる。

| | | 鈴鹿西縁 断層帯地震 | 琵琶湖西岸 断層帯地震 | 柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震 | 直下型地震 | 南海トラフ 地震 | |
|--------------------------|---|---------------|----------------|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 建物被害 棟数 (棟) | 揺れ | 全壊 | 6,197 | 63 | 682 | 3,692 | 108 |
| | | 半壊 | 9,078 | 899 | 4,303 | 6,907 | 1,914 |
| | 液状化 | 全壊 | 63 | 12 | 30 | 49 | 66 |
| | | 半壊 | 2,346 | 439 | 1,123 | 1,830 | 2,475 |
| | 斜面崩壊 | 全壊 | 61 | 2 | 8 | 29 | 7 |
| | | 半壊 | 142 | 4 | 18 | 67 | 16 |
| | 合計 | 全壊 | 6,321 | 77 | 720 | 3,770 | 181 |
| 半壊 | | 11,565 | 1,342 | 5,444 | 8,804 | 4,405 | |
| 焼失棟数 [強風時] | | 1,391 | 5 | 10 | 1,015 | 10 | |
| 出火件 数等 (件) | 出火件数 | | 29 | 2 | 6 | 19 | 5 |
| | 初期消火件数 | | 9 | 1 | 4 | 7 | 3 |
| | 炎上件数 (出火件数 - 初期消火件数) | | 20 | 1 | 2 | 12 | 2 |
| | 消 防 力 に よ る 消 火 件 数 | 平均風速 | 7 | 4 | 5 | 6 | 6 |
| | | 強風 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | 残 炎 上 件 数 (炎 上 件 数 - 消 防 力 に よ る 消 火 件 数) | 平均風速 | 13 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| 強風 | | 15 | 0 | 0 | 8 | 0 | |
| ライフ ライン [発災 直後] | 停電世帯数 (世帯) | | 44,266 96% | 24,728 54% | 38,297 83% | 42,065 92% | 39,013 85% |
| | 断水世帯数 (世帯) | | 41,953 91% | 8,963 20% | 27,448 60% | 36,155 79% | 29,490 64% |
| | 下水道被害延長 (km) | | 24.4 4.7% | 5.3 1.0% | 10.5 2.0% | 20.0 3.8% | 10.9 2.1% |
| | 固定電話使用不能 世帯数 (世帯) | | 5,520 12% | — | 9 0.02% | 3,453 8% | — |
| 交通 | 道路施設被害 (箇所) | | 60 | 40 | 53 | 58 | 52 |
| | 鉄道施設被害 (箇所) | | 73 | 30 | 51 | 62 | 48 |
| 人的被害 | 死者 (人) | | 332 | 3 | 33 | 205 | 5 |
| | 負傷者 (人) | | 2,188 | 133 | 643 | 1,456 | 270 |
| | 重傷者 (人) (負傷者の内数) | | 477 | 5 | 52 | 278 | 10 |
| 避難者数 | 避難所 避難者* (人) | 1日後 | 11,753 | 290 | 1,776 | 7,049 | 984 |
| | | 1週間後 | 18,768 | 1,520 | 6,630 | 13,202 | 6,067 |
| | | 1ヶ月後 | 11,481 | 333 | 2,394 | 7,016 | 2,032 |

| | | | | | | | |
|------------|--------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 全避難者※ (人) | 1日後 | 19,589 | 483 | 2,960 | 11,749 | 1,641 |
| | | 1週間後 | 37,536 | 3,039 | 13,260 | 26,404 | 12,134 |
| | | 1ヶ月後 | 38,270 | 1,111 | 7,979 | 23,387 | 6,772 |
| 帰宅困難者数 (人) | | 5,648 人 | | | | | |

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

(2) 動員配備体制表

ア 風水雪害等、地震災害、事故災害

| 動員 | 警戒第1号 | | | 警戒第2号 | | | 災対第1配備 | 災対第2配備 | 災対第3配備 |
|-----------------|--|----|----|---|---------|---------|--|--------|--------|
| 本部室 | 危機管理監 | | | 危機管理監 本部連絡員 | | | 本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員 | | |
| 事務局 | - | | | 本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編 成）、公有財産管理班（班編 成）、広報戦略班 | | | 本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長） | | |
| 各所属 | - | | | 各支部長 各施設長 | | | 病院長 部長付き 各支部長、各施設長 | | |
| | A | B | C | | | | | | |
| 市長直轄部 | 危機管理班（全員） | | | □危機管理班（全員） | | | □危機管理班（全員） | | |
| 企画振興部 | - | ※1 | ※2 | 次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班 | | | 原則として各所 属 2 名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部 （全員） | | |
| スポーツ部 | - | ※1 | ※2 | □企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班 | | | | | |
| 総務部 | - | ※1 | ※2 | □スポーツ振興班、国スポ・障スポ 総務班、国スポ・障スポ競技班 | | | | | |
| 人事部 | - | ※1 | ※2 | □総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、財政班、税務班、 債権管理班、契約監理班、臨時特 別給付金班、議会班、出納・監査 班、 | | | | | |
| 市民環境部 | - | ※1 | ※2 | □人事班、働き方・業務改革推進班 | | | | | |
| 福祉保健部 | - | ※1 | ※2 | □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班 | | | | | |
| 子ども未来部 | - | ※1 | ※2 | □社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班 | | | | | |
| 観光文化戦略部 | - | ※1 | ※2 | □子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班 | | | | | |
| 産業部 | - | - | ※2 | □観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班 | | | | | |
| 建設部 | 道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員 | | ※2 | □農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、 □建設管理班、道路河川班、市街地 整備班、建築班 | | | | | |
| 都市政策部 | 都市政策部（風水 雪害時）のあらかじ め指定された職員 | | ※2 | □都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班 | | | | | |
| 上下水道部 | 上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員 | | ※2 | □上下水道総務班、上下水道業務 班、下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班 | | | | | |
| 教育部 | - | ※1 | ※2 | □支所・出張所 □左記※1 □左記※2 | | | | | |
| 消防部 | 警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員 | | - | 【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】 | | | | | |
| 病院部 | - | - | - | □病院事務局班 | 上記※3に同じ | 上記※4に同じ | 全員 | | |
| 避難場所担当 施設管理者 | ※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設 | | | 避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上） | | | | | |

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

別紙 6

イ 原子力災害

| 動員 | 警戒第 1 号 (フェーズ 1) | 警戒第 2 号 (フェーズ 2) | 災対第 2 配備 (フェーズ 3) | 災対第 3 配備 (フェーズ 4) |
|---------|---------------------|--|---|----------------------|
| 本部室 | 危機管理監 | 危機管理監 本部連絡員 | 本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員 | |
| 事務局 | — | 本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班 | 本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班 (課長) | |
| 各所属 | — | 各支部長 各施設長 | 病院長 部長付き 各支部長 各施設長 | |
| 市長直轄部 | 危機管理班 (全員) | 危機管理班 (全員) | 危機管理班 (全員) | 全員 |
| 企画振興部 | — | 次の部・班のあらかじめ指定された職員 <input type="checkbox"/> 秘書班 | 各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む) 総務班 (全員) 公有財産管理 (全員) | |
| スポーツ部 | — | <input type="checkbox"/> 企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 | | |
| 総務部 | — | <input type="checkbox"/> スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班 | | |
| 人事部 | — | <input type="checkbox"/> 総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、 臨時特別給付金班 、議会班、出納・監査班、 | | |
| 市民環境部 | — | <input type="checkbox"/> 人事班、働き方・業務改革推進班 | | |
| 福祉保健部 | — | <input type="checkbox"/> 生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班 | | |
| 子ども未来部 | — | <input type="checkbox"/> 社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班 | | |
| 観光文化戦略部 | — | <input type="checkbox"/> 子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班 | | |
| 産業部 | — | <input type="checkbox"/> 観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班 | | |
| 建設部 | — | <input type="checkbox"/> 農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班 | | |
| 都市政策班 | — | <input type="checkbox"/> 建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班 | | |
| 上下水道部 | — | <input type="checkbox"/> 都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班 | | |
| 教育部 | — | <input type="checkbox"/> 上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班 | | |
| 消防部 | 警防班 | 【別に定める「彦根市消防計画 (第 12 章招集計画)」 (消防本部策定) に基づく】 | | |
| 病院部 | — | <input type="checkbox"/> 病院事務局班 | 各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む) | 全員 |

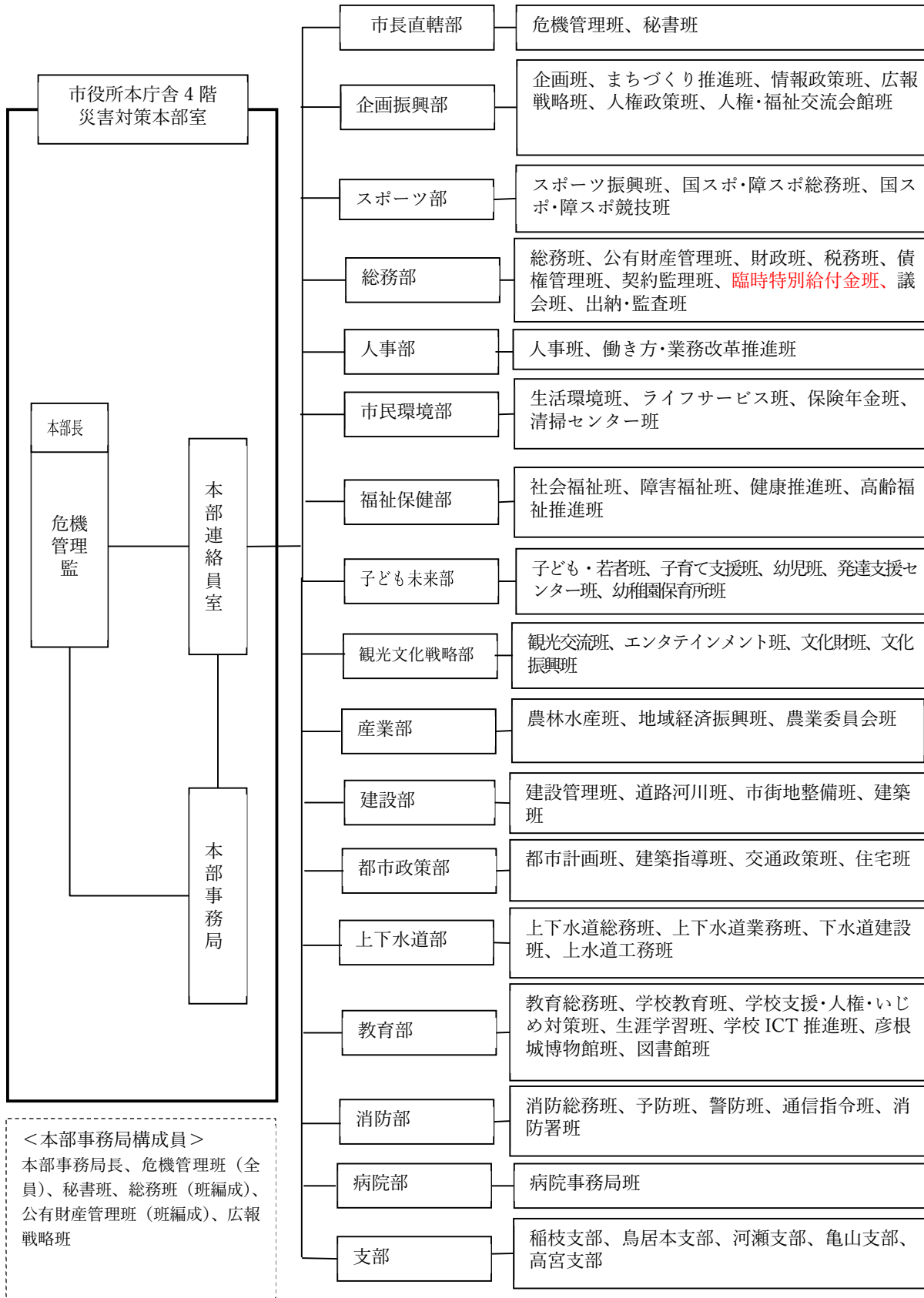
※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

2 災害警戒本部体制

(1) 市災害警戒本部体制図

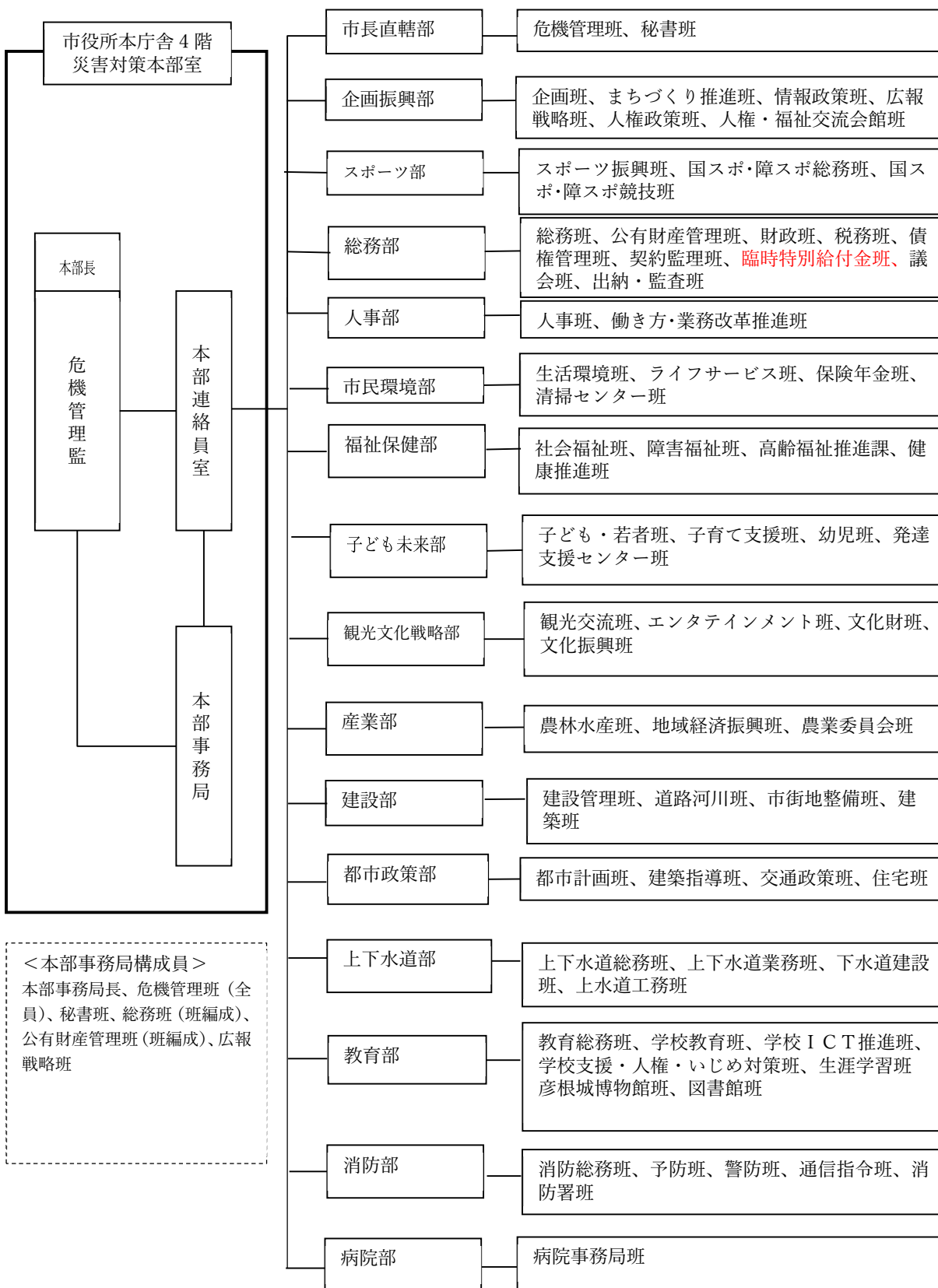
ア 風水雪害等、地震災害、事故災害

災害警戒本部体制および事故災害警戒本部体制は次のとおりとする。



イ 原子力災害

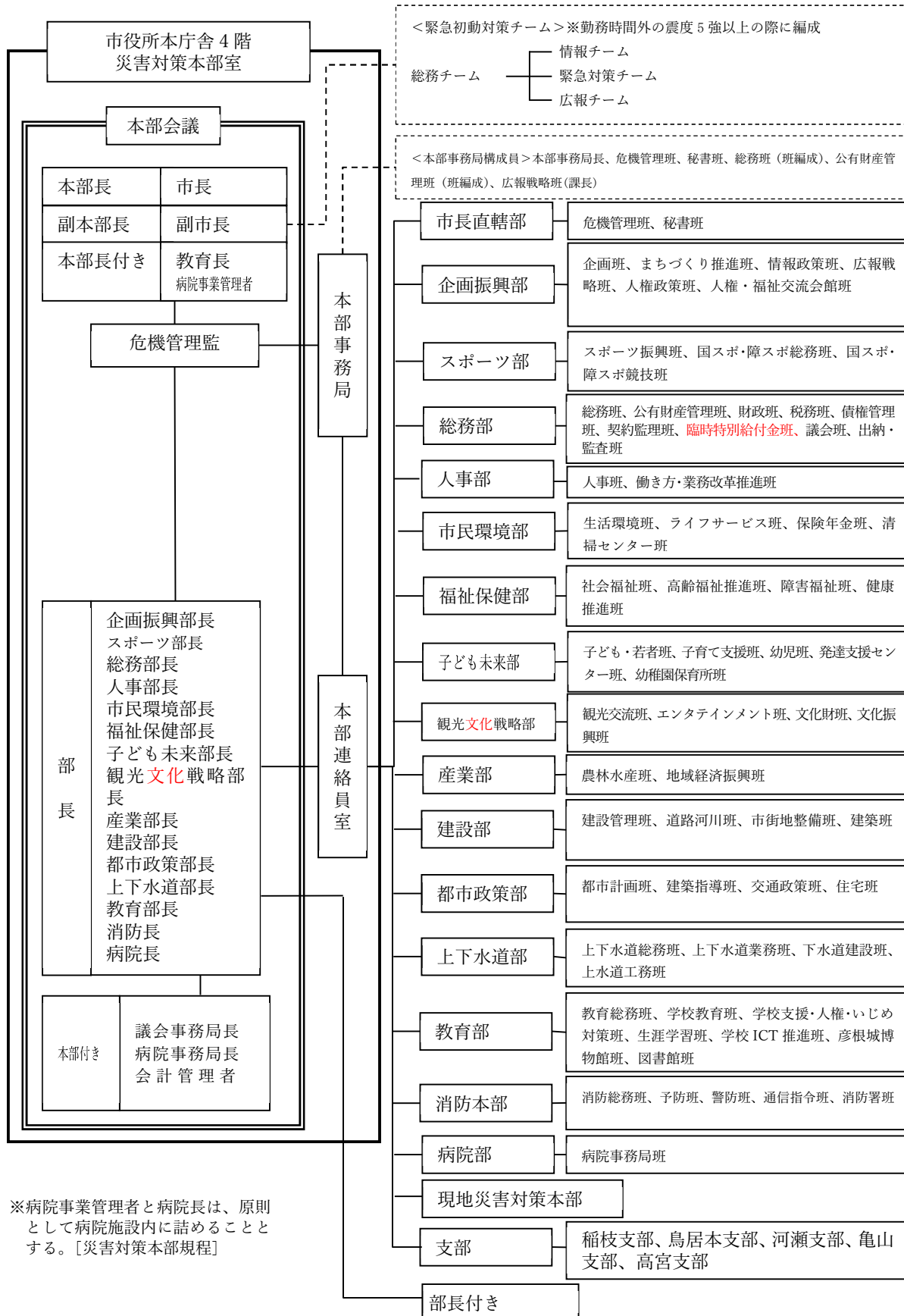
原子力災害警戒本部体制は次のとおりとする。



3 災害対策本部体制

(1) 市災害対策本部体制図

災害対策本部体制は次のとおりとする。



※病院事業管理者と病院長は、原則として病院施設内に詰めることとする。[災害対策本部規程]